

第1 仮貯蔵又は仮取扱いの承認

法第10条第1項ただし書きの規定による仮貯蔵又は仮取扱い（以下「仮貯蔵等」という。）については、次のとおりとする。

なお、タンクコンテナで仮貯蔵等をする場合には、「タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵について（平成4年6月18日消防危第52号）」による。

1 仮貯蔵等の反復の制限

仮貯蔵等をする場合には、同一場所において法定期間（10日間）終了後、反復して行ってはならない。

ただし、災害復旧等のための緊急的な仮貯蔵等を、法定期間を超えてやむを得ず継続する場合はこの限りでない。

2 場所の位置

仮貯蔵等を行うことのできる場所の位置は、危政令第9条第1項第1号の規定をおおむね準用するとともに、危険物の性状を考慮し、火災予防上安全と認められる場所とすること。

3 屋外における仮貯蔵等

(1) 湿潤でなく、かつ、排水及び通風の良い場所とし、その周囲には不燃材料で造った柵等を設けて明確に区画すること。

(2) 前号の柵等の周囲には、貯蔵し又は取り扱う危険物の倍数に応じ、危政令第16条第1項第4号に掲げる空地の幅のおおむね2分の1以上の空地を保有すること。

ただし、高引火点危険物のみを仮貯蔵等する場合は、危省令第24条の12第2項第2号に掲げる空地の幅のおおむね2分の1以上の空地を保有すること。

(3) 仮貯蔵等のできる危険物は、第2類の危険物のうち硫黄、硫黄のみを含有するもの若しくは引火性固体（引火点が21度以上のものに限る。）又は第4類の危険物とする。

4 屋内における仮貯蔵等

(1) 仮貯蔵等を行う場所は、耐火構造又は不燃材料で造られ、かつ出入口は特定防火設備又は防火設備を設けた、専用の建築物又は室とすること。

(2) 仮貯蔵等をする建築物内に、危険物以外の物品が存する場合は、不燃材料で造られた隔壁で完全に区分すること。

ただし、危政令第26条第1項第1号ただし書きに定める場合においては、危省令第38条の4の規定を準用する。

(3) 類を異にする危険物は、同一の建築物内部においては類を異にするごとに不燃材料で造られた隔壁で完全に区分すること。

ただし、危政令第26条第1項第1の2号ただし書きに定める場合においては、危省令第39条の規定を準用する。

(4) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。

5 消火設備

仮貯蔵等を行う場所には、危険物の性質、数量等に応じて危政令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を、その能力単位の数値が、屋外にあっては危険物の、屋内にあっては危険物及び建築物の所要単位数値に達するように設ける。

6 貯蔵及び取扱いの基準

仮貯蔵等においてする危険物の貯蔵又は取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、危政令第4章の規定を準用する。

7 標識及び掲示板

仮貯蔵等を行う場所には、周囲の見やすい場所に、「危険物仮貯蔵所」若しくは「危険物仮取扱所」と表示した標識、及び仮貯蔵等の期間、危険物の類別、品名、最大数量及び現場管理責任者の氏名並びに緊急時の連絡先を表示した掲示板を設けること。

なお、前記の標識等のほか、仮貯蔵等をする危険物に応じ、危省令第18条第1項第4号及び第5号に規定する掲示板を設けること。

← 60 cm 以上 →

「危険物仮貯蔵（仮取扱）所」					
承認番号	第				号
期 間	年	月	日	から	年 月 日まで
取扱う危険物	第○類	△△△	○○○○	K L	
責任者	○○○○○○○				
連絡先	(電話) ○○○○-○○-○○○○				

↑
30 cm 以上

縦書きでも可能
地は白色
文字は黒色

掲示板の例

8 基準の特例

この基準の規定について、消防長又は消防署長が危険物の品名及び数量、危険物の貯蔵又は取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この基準の規定によらなくとも火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ火災等の災害による被害を最小限に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。

9 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いについては、緊急時における申請事務等の対応を円滑にするため、事業者等に「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて」（平成25年10月3日消防災第364号・消防危第171号）で示されている「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」に基づき、計画の作成及び提出を指導する。